

四日市市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第28号

四日市市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

四日市市公衆浴場法施行細則（平成20年四日市市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(合併の場合の<u>承継の届出</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>衛生等の基準</u>)</p> <p>第7条 条例第4条第1項第2号ウの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。）は、1リットルにつき8ミリグラム以下<u>であること。ただし、有機物の測定結果を適用することが不適切である場合</u>にあっては、<u>過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下</u>であること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 <u>浴槽水</u>として温泉、薬湯等を使用する場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、前項の基準を適用しないことができる。</p>	<p>(合併の場合の<u>承継届</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>水質基準</u>)</p> <p>第7条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。）は、1リットルにつき8ミリグラム以下<u>又は過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下</u>であること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 <u>浴槽の湯</u>として温泉、薬湯等を使用する場合であって、市長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、前項の基準を適用しないことができる。</p>

第8条 条例第4条第1項第2号エの規則で定める水質検査は、次のとおりとする。

(1) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水の浴槽水は年に1回以上実施すること。

(2) 連日使用している浴槽水は、塩素系薬剤を用いて浴槽水の消毒を行っている場合にあっては年に2回以上、それ以外の場合にあっては年に4回以上実施すること。

第9条 条例第4条第1項第2号オの規則で定める消毒は、次のとおりとする。

(1) 塩素系薬剤を使用するものとし、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えないこと。

(2) 浴槽水に結合塩素のモノクロラミンを投入する場合は、浴槽水中のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つこと。

2 前項各号の規定にかかわらず、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であ

って、併せて適切な衛生措置を行う場合にあっては、この限りでない。

第10条 条例第4条第1項第2号カ

(ア)の規則で定めるろ過器の逆洗浄等による汚れの除去及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2 条例第4条第1項第2号カ(ウ)の規則で定める集毛器の清掃は、ろ過器の上流に設置された集毛器にあっては毎日、それ以外の集毛器にあっては定期的に行うものとする。

第11条 公衆浴場の衛生等の基準は、条例で定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)から(11)まで (略)

(各個室への出入口の基準)

第12条 条例第4条第1項第4号チの規則で定める各個室への出入口の基準は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上で、開放したものとし、出入口から内部の見通しを妨げない構造のものとする。

第13条 (略)

(衛生等の基準)

第8条 条例第4条第1項第2号ウの衛生の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)から(11)まで (略)

(各個室への出入口の基準)

第9条 条例第4条第1項第4号セの規則で定める各個室への出入口の基準は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上で、開放したものとし、出入口から内部の見通しを妨げない構造のものとする。

第10条 (略)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)